令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品公募要領

(総則)

第1条 浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品の公募の実施については、この 要領に定めるところによる。なお、浜松市脱炭素経営支援融資推進事業の交付については、浜松市補助 金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及び浜松市脱炭素経営支援融資 推進事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の定めるところによる。

(事業の目的・内容)

第2条 市長が、市内の事業者及び個人事業者(以下「事業者等」という。)の脱炭素経営を支援するため、地域脱炭素に資する融資を受ける事業者等に対し、その手数料を対象に、予算の範囲内で補助金を交付する事業(以下「当該事業」という。)である。当該事業の実施にあたり、市長が補助金の交付対象として指定する金融商品(以下「指定金融商品」という。)を募集するものである。

(指定金融商品の要件)

- 第3条 指定金融商品は次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (1) 次に掲げる条例及び計画等の全てと整合するもの。
 - ア 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(令和元年浜松市条例第45号)
 - イ 浜松市地球温暖化対策実行計画
 - ウ その他、地球温暖化対策若しくは地域活性化等を目的とする条例等又は市が地球温暖化対策若しくは地域循環共生圏の創出のために作成する計画等
- (2) 令和12年度までの温室効果ガス排出量削減計画(以下「削減計画」という。)の策定及び削減計画 で掲げる温室効果ガス排出量削減目標(以下「削減目標」という。)の達成により、融資を受ける事業 者等(以下「債務者」という。)が金利優遇を受けられる仕組みを有するもの。
- (3) 削減目標が前年度比3%以上に設定できるもの。
- (4)融資の実行に伴い手数料が発生するもの。
- (5) 資金使途として運転資金又は設備資金を対象とすることができるもの。
- (6) 融資期間が3年以上に設定できるもの。

(応募資格)

- 第4条 次に掲げる要件の全てを満たすことのできる金融機関又は信用保証協会とする。
 - (1) 次に掲げる金融機関又は信用保証協会であること。

ア銀行

- イ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ウ 労働金庫及び労働金庫連合会
- エ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- オ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- カ 株式会社商工組合中央金庫
- キ 株式会社日本政策金融公庫
- ク 全国信用保証協会連合会に加盟している信用保証協会
- (2) 前条に定める指定金融商品の融資実行ができること。
- (3)融資を受ける事業者等が算出する温室効果ガス排出削減量の確認を行う体制を有していること(委託等によることも可能とする。)。

(4) 融資資金の使途及び工事完了を確認する体制を有していること。

(応募書類の提出)

第5条 指定金融商品に応募する金融機関は、以下の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募申請書(様式1)

イ 第3条及び第4条が確認できるもの(取扱要領等内部資料も可能とする。)

(2) 受付期間

令和6年4月1日(月)~令和7年1月31日(金)

(3) 提出方法

応募する金融機関は様式及び添付資料について、それぞれ PDF ファイル等により電子化し、件名を「令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業指定金融商品応募」とした電子メールにより提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

応募書類の提出先及び問合せ先は下記のとおり。

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部

住 所:浜松市中央区元城町103番地の2

電 話 番 号: 053-457-2502

電子メール: ene@city. hamamatsu. shizuoka. jp

(採択の審査及び結果通知)

第6条 市長は、応募書類受付後順次応募書類を審査する。なお、応募に係る審査は、提出書類に基づき 書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。上記を経て審査結果を決定し、結果につい ては審査結果通知書(様式2)を電子データで送付する。なお、市長は必要に応じて指定の内容に条件 を付すことができる。

(採択後の留意事項)

第7条 採択後は、以下について留意すること。

(1) 補助金交付に伴う審査時の照会について

金融機関は、事業者等が交付申請をするとき、交付申請書の内容について確認し、申請書裏面の金融機関記載欄に確認した旨を記載すること。

また、市長が交付申請の内容を審査するにあたり、内容に疑義があるときは金融機関に照会できるものとし、金融機関は照会があった際は誠意ある対応をすること。

(2)有効期間について

採択の有効期間は、審査結果通知書に記載の日から令和7年3月31日(月)までとする。

(3) 金融商品内容の変更があった場合について

金融機関は、指定金融商品の内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書(様式3)を市に提出し、その承認を受けること(ただし、3に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を除く。)。市長は、前段の規定による変更届出書を受けたときは、その内容を審査し、変更を適当と認めたときは、変更承認通知書(様式4)により提出した金融機関に通知する。なお、市長は、必要に応じて、変更承認の内容に条件を付すことができる。

(4) 金融商品の取扱いが中止された場合について

金融機関は、指定金融商品の取扱いが中止されたときは、速やかに取扱中止届出書(様式5)を市長に提出すること。

(5)決定の取り消しについて

市長は、審査結果通知書で採択の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定金融商品の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、市長は、指定金融商品の決定を取り消したときは、指定金融商品取消通知書(様式 6)により、金融機関に通知する。

- ア 法令、規則、交付要綱、この公募要領、又はそれらに基づく市の指示に違反した場合
- イ 当該事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ウ 指定金融商品の要件に適合しないことが判明した場合
- エ 前項に定める取扱中止届出書が提出された場合
- オ 前各号に掲げる場合の他、交付決定以後に、当該事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

(細目)

- 第8条 この公募要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。
- 2 この公募要領により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。
- 3 市長は、この公募要領により提出された書類については、この公募要領に定める目的以外に用いない ものとする。
- 4 市長は、「浜松市情報公開条例」等の規定に基づき提出書類を公開するときは、金融機関と調整の上公開する。

(あて先) 浜松市長

住 所 金融機関名 代表者役職及び氏名

令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品応募申請書

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請概要

金融機関名	
代表者役職及び氏名	
本社所在地	〒
設立年月日	
従業員数	
担当者	氏 名: 所 属: 住 所: 電話番号: メールアドレス:
金融商品名	
金融商品手数料名	

2. 確認事項

- ・暴力団排除に関する誓約(誓約及び承諾する場合は下記に図を記入)
 - □ 令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品の応募にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
 - (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ・暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - ・暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・(法人その他の団体の場合)上記3点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体
 - (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

 浜力第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

浜松市長

令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった応募申請書については、令和6年度浜松市脱炭素経営支援融 資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領第6条の規定に基づき、その内容を審査した結 果、下記の条件で指定金融商品とすることに決定したので通知します。

記

1 指定における条件

(1) 事業者等が交付申請をするとき、交付申請書の内容について確認し、申請書裏面の金融機関記載欄に確認した旨を記載すること。

また、市長が交付申請の内容を審査するにあたり、内容に疑義があるときは金融機関に照会できるものとし、金融機関は照会があった際は誠意ある対応をすること。

- (2)金融機関は、指定金融商品の内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書を市に提出し、その承認を受けること(ただし、令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領第3条に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を除く。)。
- (3)金融機関は、指定金融商品の取扱いが中止されたときは、速やかに取扱中止届出書を市長に提出すること。
- (4) 市長は、審査結果通知書で採択の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 指定金融商品の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、市長は、指定金融商品の 決定を取り消したときは、指定金融商品取消通知書により、金融機関に通知する。
 - ① 法令、規則、交付要綱、この公募要領、又はそれらに基づく市の指示に違反した場合
 - ② 当該事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ③ 指定金融商品の要件に適合しないことが判明した場合
 - ④ (3) に定める取扱中止届出書が提出された場合
 - ⑤ その他、交付決定以後に、当該事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

(あて先) 浜松市長

住 所 金融機関名 代表者役職及び氏名

令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品条件等変更承認申請書

年 月 日付け浜カ第 号をもって審査結果の通知のあった標記補助金に係る指定金融商品の融資条件等の変更について、令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領第7条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

金融商品名		
金融機関名		
代表者役職及び氏名		
担当者	氏 名: 所 属: 住 所: 電 話 番 号: メールアドレス:	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

 浜力第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

浜松市長

令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品条件等変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった指定金融商品条件等変更承認申請書について、令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領第7条第1項第3号の規定に基づきその内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、規定に基づき通知します。

金融商品名	
金融機関名	
代表者役職及び氏名	
変更後条件	

(あて先) 浜松市長

令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品取扱中止届

年 月 日付け浜カ第 号をもって審査結果の通知のあった標記補助金に係る指定金融商品について、取扱いが中止となったことから、令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領第7条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおり提出します。

金融商品名	
金融機関名	
代表者役職及び氏名	
担当者	氏 名: 所 属: 住 所: 電話番号: メールアドレス:
取扱中止年月日	令和 年 月 日

(様式6)

 浜力第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

浜松市長

令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品取消通知書

年 月 日付け浜カ第 号をもって審査結果の通知のあった標記補助金に係る下記の指定金融商品について、交付対象として不適当と認められるため、審査結果を取り消しますので、令和6年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領第7条第1項第5号の規定に基づき通知します。

金融商品名	
金融機関名	